

環境会計基準の必要性

—環境コスト・環境負債の評価基礎と会計処理—

阪 智 香 (関西学院大学)

I 財務会計領域における環境会計の必要性

本稿は、財務報告の目的にそって、環境コストや環境負債の会計処理を、通常の財務会計における諸問題と同様に扱い、論じるものである。これを「環境会計」とよぶことは厳密には正しくないのかもしれないが、例えば年金に関する会計処理を扱う分野を年金会計、金融商品の会計処理を扱う分野を金融商品会計などと一般にいわれており、同様の文脈で用いている。わが国では、環境省の環境会計ガイドラインにみられるような環境報告書における環境会計と比べて、このような財務会計領域における環境会計については、未だ活発な議論がなされているとはいえない。また、国際的にみても、国連やEU、FEEにおいては既に議論がなされ報告書も公表されているが、財務会計における理論的観点から十分議論が尽くされているとは言い難い。そこで、以下では、財務会計における最近の会計基準や概念フレームワークの動向をふまえた上で、環境問題に関連して発生する経済事象についての会計処理、具体的には環境コストの資産計上、環境問題と減損、環境負債についての会計処理について検討してみたい。考察にあたっては、国際会計基準(International Accounting Standards: IAS)およびアメリカ財務会計基準書(Statements of Financial Accounting Standards: SFAS)を必要に応じて取り上げている。

II 環境コスト・環境負債の評価基礎

まず具体的な会計処理について論じる前に、環境コストや環境負債にどのような評価基礎を用いるべきかということから考察してみる。これまでは、事業用資産の価値は保有目的によって異なるが、企業の見込みや計画が期待通りに達成される保証はないため、企業が意図した価値が実現するまでは取得原価で評価しておくことが合理的、という考えが支配的であった。しかし、そのような、期待の実現が利益となって表れるまで評価しない考え方は、会計情報の有用性低下を招くこととなった。

そこで、新しい概念フレームワーク(Statement of Financial Accounting Concepts: SFAC)第7号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報および現在価値の使用(Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements)」で取り上げられている現在価値が、環境

コスト・環境負債にどのように用いられるかについて考察する。現在価値は、既にIASやSFASに取り入れられており、その対象は、金融資産、有形固定資産の評価、無形資産にまで拡大してきている¹⁾。現在価値には、公正価値と企業固有価値(または使用価値ともよばれる)がある。公正価値とは、市場参加者が独立した当事者間による現在の取引において、資産(負債)の購入(負担)または売却(弁済)を行う場合の価額である。企業固有価値とは、資産または負債の価値を特定の実体ごとに把握しようとするものであり、市場参加者による仮定の代わりに実体の経営者の判断による仮定を用い、当該企業特有の能力や諸前提を考慮するというものである²⁾。企業固有価値は、言い換えれば、現在保有している資産が剥奪されたならば被るであろう最大の損失である。

これらの公正価値と企業固有価値の差は、資産間の利用シナジーをも含めた経営能力の差を表している。この両者に差が出るのは、例えば、経営者が他企業とは異なる利用方法を意図する場合、他企業が利用できない特別優遇措置を受ける場合、他企業の予測とは異なるキャッシュフローを実現することのできる情報・取引上の秘密・プロセスを有している場合などである。このような他の企業に対する比較優位(または劣位)の経済的影響は、当初認識時に公正価値によって資産を測定した場合、当初認識時ではなくむしろそれらが実現するに依じて利益に反映される。一方、企業固有価値を用いた場合、比較優位(または劣位)は、当初認識時の測定に反映され、その時点の利益額として認識されることになる³⁾。なお、企業固有価値の概念を用いて環境コストを資産計上しようが、公正価値を用いて資産計上しようが、長期的な企業利益の合計額は不変である。企業固有価値を用いた場合は、比較優位分を資産として計上することで、環境コスト投下直後に多額の費用発生が抑えられ、減価償却を通して徐々に費用化されるからである。

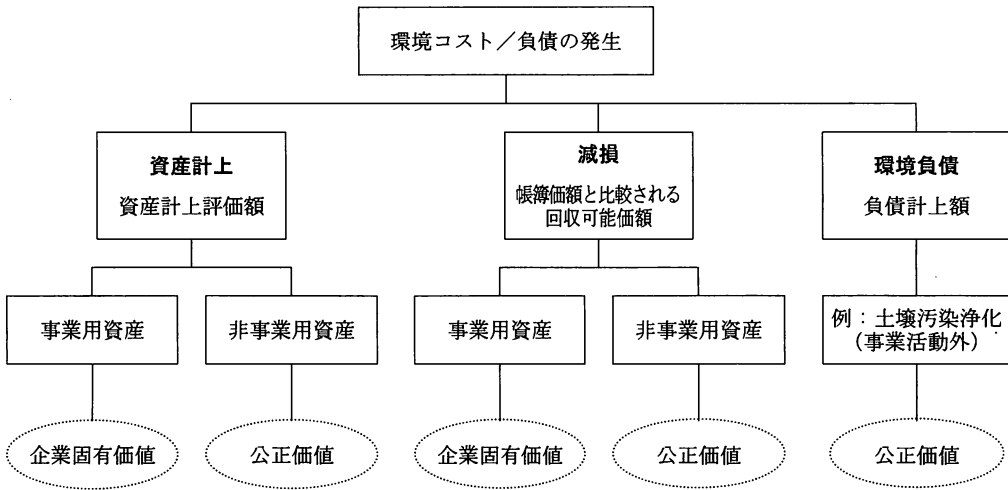
SFAC第7号では、実体の予測にもとづいた情報および仮定を用いることを妨げるものではないとしながらも、資産および負債の価値の最終裁定者は市場であり、企業固有価値の測定には恣意性が混入することなどを理由に、公正価値が、資産または負債の経済的特性に関する最も完全でありかつ表現上忠実な測定値を提供するとしている⁴⁾。しかしながら、事業資産の場合、市場から導かれる公正価値は、当該資産への投資に対する経営者の事前の期待とは異なり、また、事後の検証のための情報とも異なる。投資家の関心がゴーイング・コンサーンとしての企業価値の把握にあるとすれば、経営者の意図を反映する企業固有価値こそが、資産に関連したトータルの企業価値を把握する上で有用性が高いと考えられる。さらに、環境の観点からみたときに、環境価値の多くが現在の市場価格に反映されていない現状で、かつ、今後ますます環境の要素が市場に内部化されようとしている状況においては、将来の環境コストの内部化を予測して実施される環境投資等は、企業固有価値によって評価する方が、将来予測を行うにあたって有用な情報を提供することにつながる。

これに対して、非事業用資産である金融資産や汚染浄化負債は、誰にとっても市場価格に等

しい価値を有し、事業の遂行に影響することなく市場価格で売却または弁済できるため⁵⁾、企業固有価値と公正価値は一致する。したがって、排出権等で性質上金融商品に該当するものや、土壌汚染等の浄化負債は、公正価値によって評価されるべきである。

以上の二元的な評価規準にもとづく環境コスト・環境負債の評価基礎を示すと図表1のようになる。次節以降では、これらの評価基礎にもとづいて各項目の会計処理を検討していくこととする。

図表1 環境コスト・環境負債の評価基礎



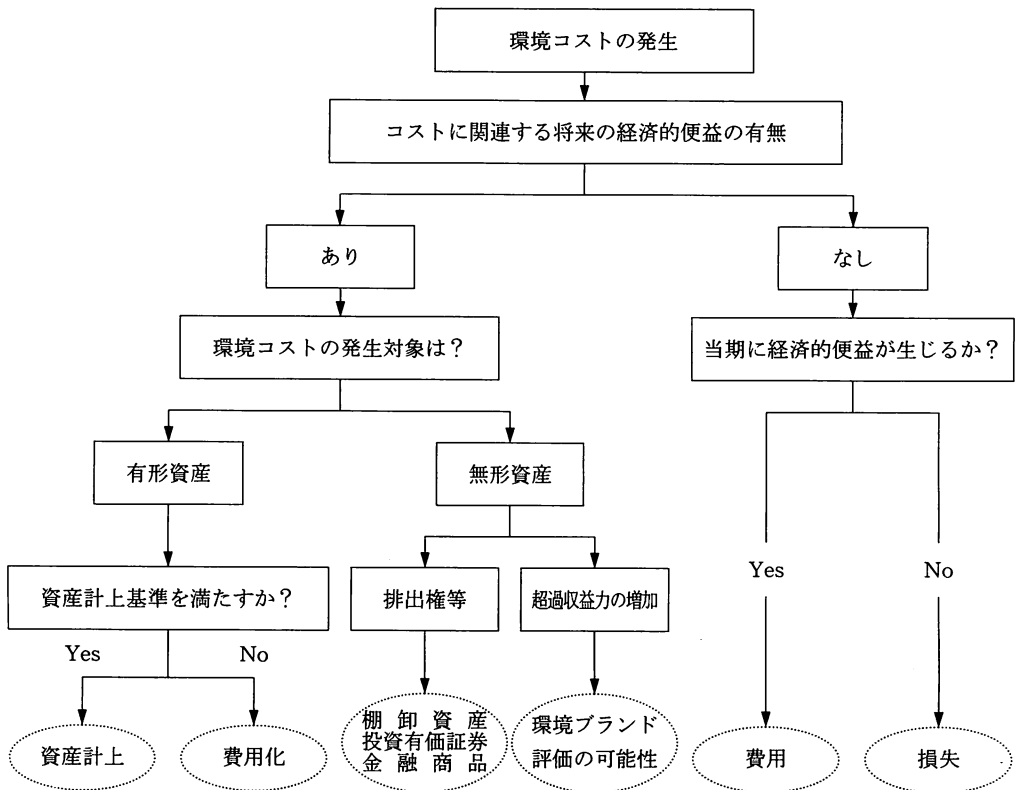
Ⅲ 環境コストの会計処理

環境コストとは、環境問題に関連する支出であり、費用（当期費用・損失、負債繰入額）として、または、資産の認識規準を満たす場合は資産として把握される。環境コストが発生した場合、その会計処理の概要は、図表2に示すようになる。発生した環境コストに関連して、企業に将来の経済的便益がもたらされるならば、資産として計上することを検討する必要がある。資産計上の判断に関しては、有形資産と無形資産に分けて考察していく。なお、将来の経済的便益をもたらさない環境コストについては、当期に経済的便益が生じるならば当期の費用として賦課し、企業にとっての経済的便益を全くもたらさない罰金やペナルティなどは損失として処理する。

1. 有形資産に関連する環境コストの資産計上

有形資産に関連して発生した環境コストが、将来期間の便益に関連するならば、資産として計上され、将来期間に賦課されることとなる。資産の計上にあたっては2つのアプローチがあ

図表2 環境コストの会計処理の概要



る。将来便益を増加させるコストのみを資産計上する「将来便益の増加アプローチ」と、将来便益の獲得に必要なコストであれば将来便益を増加させなくとも資産計上が可能とする「将来便益の追加コストアプローチ」である⁶⁾。そもそも環境コストの資産計上を論じる必要性は、環境コストの多くが即時費用化されてしまい、環境投資の経済実態が反映されなかったことにあり、このことをふまえるならば「将来便益の追加コストアプローチ」の方が望ましい。なぜなら「将来便益の増加アプローチ」では、資産計上の要件は従来とほとんど変わらないためである。

ただし、環境法規制の変化等によって既存の設備に環境コストを投じなければ生産活動が制限されたり、支障をきたすような場合は、環境コスト投下時点以前に当該設備には既に減損が生じているはずである。そのような場合には、本来、一旦減損を認識した上で、投下した環境コストが企業の将来便益を増加させる部分を資産計上金額として捉える必要がある。仮に、減損認識後に将来便益の増加アプローチを採用するとすれば、減損を考慮しないで将来便益の追加コストアプローチを採った場合と結果的に大きな差はないのではないと思われる。

なお、この2つのアプローチにおける「便益」は、企業固有価値の観点からも、公正価値の観点からも評価しうる。既に述べたように、環境コストの支出対象が事業用資産の場合は、企

業固有価値によって評価すべきである。一方、環境コストの支出対象が事業活動に関連しない資産の場合は、企業固有価値と公正価値は等しいため、公正価値、つまり市場価格またはそれが得られない場合は市場にもとづく将来キャッシュフローの現在割引額によって、資産計上するか否かの判断および金額の決定がなされるべきである。この資産計上の基準については、後で述べる減損や無形資産の会計基準との整合性が求められる。

2. 無形資産に関連する環境コストの資産計上

環境コストは、排出権等の無形資産に関連して発生する場合がある。そこで、最近注目されている無形資産の会計と、環境コストの資産計上の可能性についてさぐってみたい。

(1) 排出権取引の会計処理

排出権取引は、市場原理を用いて排出量を削減するための手段であり、既にイギリスやデンマーク等では取引が始まっている。この排出権をめぐるのは、既に会計処理の検討が行われており、取得目的に応じて概ね次のように処理されることとなろう。排出権を自社の生産活動に使用する目的で購入した場合は、棚卸資産として処理し、利用した期間の製造原価に含められる。また、将来の値上がりや売却益を期待して投機目的で購入した場合は、投資有価証券として、あるいは、デリバティブとして位置づけられる場合は、金融商品の会計基準を適用して会計処理される⁷⁾。

(2) 環境ブランド計上の可能性

環境に関連して、企業ブランドと環境への評価についての興味深い調査がある。2001年4月～5月にかけて実施された日経BP社の「第2回環境ブランド調査」によれば、「環境情報接触度」とその企業に対する「環境への評価」は、ほぼ相関をもつことが示された⁸⁾。また、「企業のブランド力」に「環境への評価」が与える影響度は、対象が消費者の場合で7.4%、ビジネスパーソンの場合で10.5%であり、環境への評価が企業のブランド価値に無視できない影響を与えていることがわかる。

かねてより、グローバル企業にとって価値をもたらす源泉は、物的資産よりもブランド・ノウハウ・経営管理システム等の無形の要素にあることが指摘されてきた。これらの財務的実体を伴わない将来便益の請求権である無形資産は、企業価値を創造する主要なドライバーであるにもかかわらず、財務諸表に計上されていない⁹⁾。このような無形資産に対する無関心は、財務報告の「アンチーク」化を加速しかねない¹⁰⁾とも危惧されている。

これを受けて現在アメリカでは無形資産の開示についての研究が進められており、2002年秋には公開草案が出される予定である。現行の基準としては、SFAS第142号「のれんその他の無形資産(Goodwill and Other Intangible Assets)」がある。

また、IASで無形資産を扱っているのはIAS第38号「無形資産(Intangible Assets)」である。IAS第38号では、概念フレームワークにおける資産の一般的認識規準である(1)将来の経済的便益

が企業に流入する可能性がかなり高いこと、(2)十分な信頼性をもって原価あるいは価値が測定できること¹¹⁾の2つに加えて、認識規準について次のように規定している。

- (a) 当該資産に関連する将来の経済的便益が、企業に流入する可能性がかなり高いこと
- (b) 当該資産の原価を十分な信頼性をもって測定できること

ここで注意すべきは、資産の一般的な認識規準では、原価あるいは価値の測定可能性が問われるのに対して、IAS第38号では原価の測定可能性となっている点である。それゆえ仮に原価が特定されず決算時の価値のみ測定できる無形資産が存在したとしても、この認識規準を満たさない。IAS第38号が原価の測定可能性を認識規準としたのは、IAS第16号「有形固定資産」との整合性にあるとされるが¹²⁾、この規準がブランド等の無形資産認識の制約となりうる。

次に、無形資産の測定については様々な方法が提唱されているが、主として残差アプローチと独立評価アプローチがある。さらに、独立評価アプローチには、原価アプローチ、マーケット・アプローチ、利益アプローチがある¹³⁾。無形資産については、客観的な価値評価モデルが構築され、それにもとづくことによって測定の信頼性が得られるのであれば、オンバランスの可能性はある。ただし、これらの評価によって算出された利益の処分可能性の問題は別途考える必要がある。

なお、ブランド会計についての議論が洗練されるまで、当面は、認識概念をベースに財務諸表に計上するかどうかをはっきりさせるこれまでのモデルに代えて、財務諸表およびその関連情報を異なる情報レイヤーごとに区分開示するモデルが提唱されている。これは階層別アプローチとよばれる¹⁴⁾。例えば、環境情報については既に環境報告書が普及しており、その中で、環境ブランドについても積極的に情報開示することで、企業の環境配慮が企業経営にもたらす貢献としての効果を把握する可能性が出てこよう。SustainAbility社では、企業の社会的責任、持続可能な開発、ブランド価値の3つの取り組みを互いに関連づける手法の検討を始めている¹⁵⁾。

IV 環境配慮の結果として生じた資産の減損

1. 減損と環境負債の区分の必要性

わが国では、2002年に不動産鑑定評価基準が改正され、土壤汚染の有無などを不動産価格に反映させることが盛りこまれた¹⁶⁾。このように、土壤汚染が発覚した場合、一般的には、その土地の資産価値が下落し、減損が必要と考えられることが多い。ここで減損とは、物理的理由や経済環境の変化により、資産の帳簿価額の全額を回収することができなくなったことをいう。ただし、土地は減価償却されないことからわかるように、投下金額である帳簿価額を回収することが意図されていないため、また、汚染土地に減損を認識すれば、その土地を浄化・修復する義務が認識されないために、汚染土地を減損として処理することは基本的には適切でない。減損は、資産から獲得される将来の収入の減少を認識するものであるが、負債は将来の支出を

認識するものであり、この両者は会計上明確に区別しなければならない。汚染土地は、基本的に浄化・修復すべきであって、特定の場合を除き¹⁷⁾、減損処理をすることによって浄化義務や環境負債の計上から免れるものであってはならない。また、言うまでもなく、減損と環境負債の二重計上は回避されなければならない。

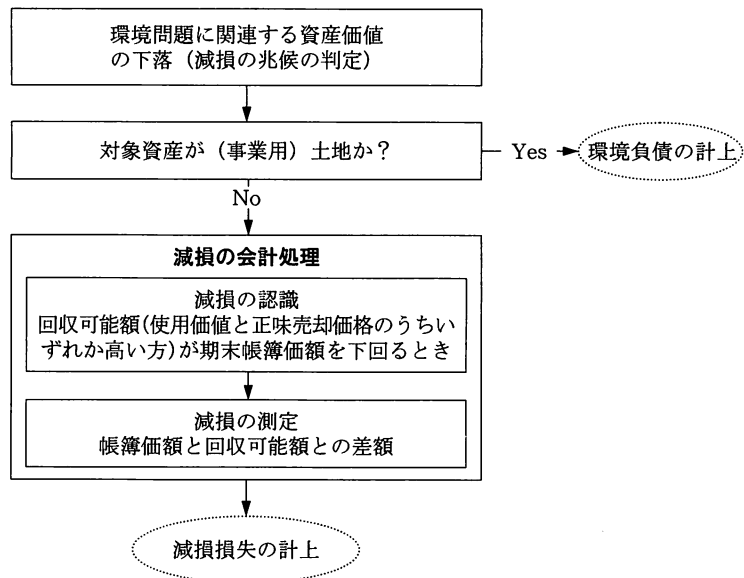
2. 資産の減損の会計処理

環境問題に関連する減損であっても、基本的にはその他の減損と同様に会計処理されるべきである。減損の認識と測定については、SFASとIASでは見解が異なる部分がある。

SFAS第144号「長期性資産の減損又は処分の会計(Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets)」では、SFAC第7号の考え方を取り入れ、資産の帳簿価額と「公正価値－売却費用」との低い方で測定することとしている。減損資産を公正価値にもとづいて評価すれば、減損時の損失がのれん相当額だけ大きくなる反面、将来の期待される実現利益はのれんを含んだ額となる。のれん相当額が利益に含められるような公正価値評価が、投資家にとって有用であるかどうかは疑問である。

一方、IAS第36号「資産の減損 (Impairment of Assets)」では、減損の兆候がある資産について、資産の帳簿価額が回収可能額を超える場合、その額まで帳簿価額を切り下げている。ここで回収可能額とは、資産の売却価格と使用価値（資産の継続使用と最終処分によって生じると予想される見積将来キャッシュフローの現在価値。企業固有価値）のいずれか高い方である。この前提として、企業は、市場が最善とみなす方法とは異なる方法により資産を使用

図表3 環境に関連する減損会計



することもあり、正味売却額が高いと売却し、使用価値（企業固有価値）が高いと資産を使用し続けるだろうと考えられている。回収可能性テストの目的は、特定の企業の状況における資産の回収可能性を評価することであるから、用いられる将来キャッシュフローの見積りには、IAS第36号のように、資産を所有する企業の経営者が合理的であれば選択するであろう行動を反映すべきである¹⁸⁾。

V 環境負債の会計処理

1. 環境負債の存在

工場跡地等で有害物質による土壌や地下水の汚染問題が深刻化していることに対応して、汚染除去対策を講ずることを求める土壌汚染対策法が成立し、土壌汚染が企業に与える財政上の影響はいよいよ現実のものとなりつつある。このような浄化義務は、推定債務であり、会計上の負債に該当する。推定債務とは、確立されている過去の実務慣行、公表されている政策、極めて明確な最近の文書によって、企業が外部者に責務を受諾することを表明しており、その結果、企業はその責務を果たすであろうと外部者が期待することが妥当であるならば生じる債務である。例えば、法規制で要求されなくとも、企業が環境報告書等で、環境に配慮して浄化を行うことを明言している場合には、浄化を実施するために将来必要となる環境支出は環境負債となる。

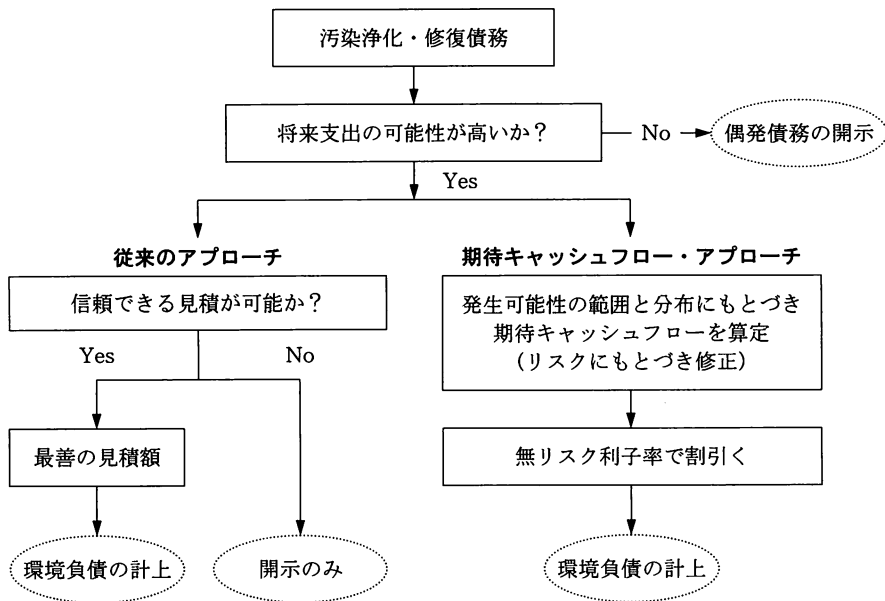
2. 従来のアプローチの限界と期待キャッシュフロー・アプローチ

汚染土壌の浄化活動は、事業活動とは直接関わりがないため、図表1で示したように、公正価値で評価すべきである。負債に関する伝統的な会計基準の、例えばSFAS第5号「偶発事象の会計処理 (Accounting for Contingencies)」における負債の認識要件は、(a)将来の支出が必要となる可能性が高く、かつ(b)債務の金額について信頼できる見積りができること、であった。しかし、土壌の浄化作業は長期間に及ぶため将来の支出時期や金額に不確実性を伴うことが多く、可能性が高くても、信頼できる見積りが難しいために、環境負債がオフバランスとなっていることが多かった。

これに対し、SFAC第7号では、負債の測定においても、伝統的アプローチよりも期待キャッシュフロー・アプローチのほうがより有用な測定手段を提供するとしている¹⁹⁾。期待キャッシュフロー・アプローチとは、期待キャッシュフローを算定し、それをリスクにもとづき修正した後、無リスク利子率で割引くものである。SFAC第7号では、つぎのように述べられている。「負債の中には、実体の負債を資産として保有する第三者に現金を支払うのではなく、一定の業務を遂行する義務または用役を提供する義務を実体に課すものがある。…環境修復はその例である。このような場合の公正価値の見積りは、期待キャッシュフローが出発点になる。」²⁰⁾期待

キャッシュフロー・アプローチは、リスク調整を期待キャッシュフローの計算過程で行うため、類似資産がない場合やキャッシュフローのタイミングが不確実な場合でも、それを確率計算に反映させ現在価値の測定を可能にする。さらに、キャッシュフローを直接分析することに力点を置いており、測定の前提となるタイミングや確率などの諸仮定も明らかとなる。このアプローチを用いることで、見積範囲のいずれかの金額を開示することから生じる情報利用者のミスリードも防ぐことができる。環境負債の会計処理に関するこれら2つのアプローチを示したものが図表4である²¹⁾。

図表4 環境負債の会計の概要



3. 2つのアプローチによる環境負債の算定例

図表4の2つのアプローチにもとづいて環境負債の算定を例示する。例えば、ある土壌と地下水の汚染を浄化しなければならないケースを想定する。土壌について、2,000立方メートルの範囲を浄化しなければならない可能性が70%でその場合の浄化金額は1,000万円、4,000立方メートルの範囲を浄化しなければならない可能性が30%でその場合の浄化金額は2,000万円とする。同様に、地下水について、2年間の処理が必要となる可能性が60%でその場合の処理金額は2,000万円、4年間の処理が必要となる可能性が40%でその場合の浄化金額は4,000万円であるとした場合に、土壌浄化方法と地下水処理の方法の組み合わせで4つの浄化代替案ができる。代替案1～4が採択される可能性は、それぞれの土壌浄化方法と地下水処理方法の発生可能性を乗じることによって求められ、順に42%、28%、18%、12%である。

期待キャッシュフロー・アプローチでは、図表5のように、各代替案の合計浄化金額に各代替案が選択される可能性を乗じて各代替案の期待値を算出し、それらを合計したものが浄化負債の期待値として算定される。本来は評価された金額4,100万円を無リスク利子率で割引いた金額が浄化負債の測定金額となる。

図表5 期待キャッシュフロー・アプローチによる浄化負債の算定例

| 代替案 | 土壌浄化 | 地下水処理 | 合計金額×可能性 | 各代替案の期待値 |
|------|------------------------------------|------------------------|-------------------------|----------|
| 代替案1 | 2,000立方メートル 1,000万円 発生可能性70% | 処理2年 2,000万円 60% | 3,000万円×42% (70×60%) | 1,260万円 |
| 代替案2 | 2,000立方メートル 1,000万円 発生可能性70% | 処理4年 4,000万円 40% | 5,000万円×28% (70×40%) | 1,400万円 |
| 代替案3 | 4,000立方メートル 2,000万円 発生可能性30% | 処理2年 2,000万円 60% | 4,000万円×18% (30×60%) | 720万円 |
| 代替案4 | 4,000立方メートル 2,000万円 発生可能性30% | 処理4年 4,000万円 40% | 6,000万円×12% (30×40%) | 720万円 |

浄化負債の期待値
(各代替案の期待値の合計額)
4,100万円

一方、伝統的なアプローチでは、代替案を個々にみるため、いずれの代替案も可能性が高くない（最も高いもので42%）と判断され、負債が認識されない可能性がある。あるいは、発生の可能性の条件を満たしたとしても、測定の段階で、可能性が最も高い代替案1の3,000万円が最善の見積額とされる。この場合、他の代替案の可能性が負債の金額に反映されておらず、期待値4,100万円とは隔たった金額が計上されてしまう。伝統的アプローチによる算定金額は、期待キャッシュフロー・アプローチによる金額算定のあくまで一要素にすぎないのである。

4. 新しい基準と負債をめぐる変化

長期資産の閉鎖にかかる負債は、これまでの基準では減価償却を通じて時の経過と共に認識されていたが、SFAS第143号「資産除却債務の会計」(Accounting for Asset Retirement Obligations)では、負債認識時点で当該負債の全額を計上し、対応する原価は資産化して関連する長期資産の帳簿価額に含める、という両建てで計上が求められる。SFAS第143号では、法的債務以外の債務を包含した負債の概念があらためて構成し直され、閉鎖または撤去にかかる支出を見なし債務 (constructive obligation) と捉えている。そして、当該企業の経営者による行動または表明が、企業の外部にいる者の合理的な期待または行動に直接影響を及ぼす結果として、資産の閉鎖または撤去を実行するにあたり、当該企業の保有する資源の将来の犠牲を避ける余地がほとんどなければ、見なし債務が発生するとしている。このことはこれまで明確なリスクとして位置づけられてこなかった企業活動に付随して生じるオペレーティングリスクを扱うものであ

る。

これらの将来の閉鎖または撤去の負債は公正価値で測定され、そこにSFAC第7号の影響が伺える。負債は、時の経過にしたがって現在価値の増大を反映させる一方、資産計上した原価は、関連資産の耐用年数にわたって減価償却を行う。このような会計処理は、費用配分による評価方式や引当金方式とは異なり、企業が将来弁済しなければならない債務を捉え、それをオンバランスしてはじめて負担すべきコストが明らかとなる、という考えにもとづいており、将来の事象を管理可能にしようとする会計思考の現れである。これは、会計上の負債の拡大であり、加えて、従来例えばリース会計のように資産の金額から負債の金額が導かれるという方向から、SFAS第143号では負債が資産の金額を既定するといった逆転が起っているのである。この背景には、将来の事象を会計がどのような視点からとらえるべきかという課題があり、今後に向けて、負債概念の再構築も重要となろう。

さらに負債に関しては、割引く際に信用リスクを反映させるかどうかという問題がある。公正価値を測定する際に、リスクフリーレートではなく、企業固有レートを採用するかどうかということである。これについては、実体の負債の最も目的に適した測定は、常に実体の信用状況を反映したものでなければならないという見解もある一方で、2つの実体の信用状況が異なっても、同一の債務を負っている場合には、財務諸表上には同一の繰越額で報告が行われるべきとする見解もある²²⁾。いずれにしても、費用配分される総額に違いはないが、レートの相違によって生じる金額を減価償却費とするか、それとも利息費用とするかの差異が生じる。これは単なる費用区分の問題ではなく、株主資本コストの考え方にならって負債についてもコストを認識して、長期性資産の閉鎖や撤去に要する支出のリスクをオンバランスし、毎期の業績に反映させることがねらいであり、リスク管理のための会計へ方向性が転換されるかどうかの重要な問題を提起している。

VI 環境会計基準の必要性

以上みてきた環境コストと環境負債の会計処理は、まさに現在、会計が直面しているさまざまな問題を含んでいる。また、関連することがらが多く基準に関わっているために、会計処理の判断が煩雑で、各基準間で処理が一貫していないという問題も生じている。さらに、土壤汚染の存在とその浄化のための推定債務は、企業の財政状態に多大な影響をもたらしかねず、これらの巨額の負債がオフバランスとなっている現状は改善すべきである。そこで、期待キャッシュフロー・アプローチをはじめとする新たな手法は、不確実性の壁に阻まれていた環境負債の測定の手かかりになると期待される。一方で、汚染実態の把握や法規制の整備、土壤浄化の経験が蓄積されつつあることで、環境負債を認識・測定するための環境は整いつつある。

また、会計基準を整備することで、企業が直面している環境負債を明らかにし、浄化を促進

する効果も期待される。これは、会計ビッグバンにみられる会計制度改革が、企業活動のあり方や利害関係者の意識に大きな影響を及ぼしたことから容易に想像される。現行の会計実務を改善し、企業の環境リスクを適切に会計処理し開示するために、環境コストおよび環境負債の認識や測定、減損が認められる状況とその会計処理等を明らかにし、期待キャッシュフロー・アプローチ等の新しいアプローチにもとづいた首尾一貫した包括的な環境会計基準が必要となっているのではないだろうか。

注

- 1) 浦崎直浩稿「公正価値会計の体系と展開の可能性」『JICPAジャーナル』第561号、2002年4月、p. 40.
- 2) SFAC No.7, par. 24. 平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社、2002年、pp. 431-432.
- 3) SFAC No.7, pars. 32-33. 前掲訳書、pp. 436-437.
- 4) SFAC No.7, par. 36. 前掲訳書、p. 438.
- 5) 桜井久勝稿「財務会計概念フレームワークの論点と課題」『企業会計』第53巻第1号、2001年1月、p. 52.
- 6) これらの2つのアプローチの詳細と、それぞれのアプローチを採用している会計基準については、阪智香著『環境会計論』東京経済情報出版、2001年、pp. 94-98参照。
- 7) 村井秀樹稿「排出権取引に関わる国際的動向と会計問題」『JICPAジャーナル』第555号、2001年10月、p. 25.
- 8) 環境への評価を y 、環境情報接触度を x とすると、対象が消費者の場合で、 $y=1.321x$ $R^2=0.7499$ 、ビジネスパーソンの場合で、 $y=1.2844x$ $R^2=0.6764$ であった。
- 9) 岡田依里稿「知的資産としてのブランドと企業評価」『産業経理』第61巻第3号、2001年10月、p. 29.
- 10) 伊藤邦雄稿「無形資産会計の現状と展望」『企業会計』第53巻第1号、2001年1月、pp. 40-41.
- 11) IASC, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989, par. 83.
- 12) IAS No.16, par. 7参照.
- 13) 残差アプローチは、期待キャッシュフローの割引現在価値、株式時価総額などによって企業全体の推定価値を算定し、これからオンバランスされているすべての資産を控除し、残りを無形資産の価値とする考え方である。独立評価アプローチは、企業全体の価値評価から離れて無形資産を評価する方法であり、①原価アプローチ、②マーケット・アプローチ、③利益アプローチの3つがある。原価アプローチは、無形資産の価値を、その創造のために負担されるコストで評価する手法である。マーケット・アプローチは、当該無形資産が市場で取引される場合の価格で評価する手法である。利益アプローチは、無形資産がもたらす利益またはキャッシュフローに割引率を適用した資本還元価値によって評価する手法である。利益アプローチには、さらに、超過収益力の測定方法によって、もしその特許や商標を保有していなければ支払わなければならないであろう使用料を測定しようとする免除ロイヤルティ法、特許ないし商標の恩恵を受けた製品は一般的な同等製品を上回る価格で販売可能な点に着目し、その製品がもたらす将来の価格プレミアムを基礎としてその無形資産の価値を測定するプレミアム価格法、無形資産の恩恵を受けた製品やサービスの売買から生じる営業利益を基礎とし、そのうち当該無形資産がない場合に比べて追加的に生み出されていると考えられる利益やキャッシュフローの金額を抽出して、その流れから現在価値を算定するプレミアム利益法などがある。経済産業省企業法制研究会『ブランド価値評価研究会報告書』2002年、pp. 38-44.

- 14) 伊藤邦雄稿、前掲論文、p.43.
- 15) 「日経エコロジー」2002年7月、p. 21.
- 16) 2003年1月より新たな評価基準が適用される。
- 17) 阪智香著、前掲書、p. 101.
- 18) 須田一幸稿「固定資産の現在価値」『企業会計』第52巻第8号、2000年8月、p. 29.
- 19) SFAC No.7, par. 45.前掲訳書、p. 443.
- 20) SFAC No.7, par. 117.前掲訳書、p. 478.
- 21) 阪智香著「土壌汚染が財務会計に与える影響」『産業と環境』第30巻第12号、2001年12月、p. 30.
- 22) SFAC No.7, par. 84.前掲訳書、pp. 461-462.